アプナリストの眼

フィットネスクラブ業界

_【ポイント】 __

- 1. 健康志向の高まりでフィットネスクラブの業界環境は改善傾向である。
- 2.介護保険法改正で新たなビジネス展開も見え始めた。

1.フィットネスクラブ業界の変遷

1970 年代後半の子供向けスイミングスクールブームに端を発するフィットネスクラブ業界は80年代半ばのフィットネス志向の高まりに呼応して大企業がサイドビジネスとして相次いで参入した。その後90年以降のバブル崩壊とともに多くの事業者が撤退し、業界再編が進んだ。最近ではスイミングスクール主体の設備は減少しており、スポーツジム的な色彩も後退している。現在の主流は、温浴設備(スパ、サウナ、ジャグジー等)やカルチャー教室、場合によっては予防医学的な特徴を持つ設備などを取り込み、「大人の癒しの空間」へと変化している。2005年度のフィットネスクラブ業界の売上規模は約2,600億円(前年比+9.1%)となっている。

2.健康志向の高まりでフィットネスクラブの業界環境は改善傾向

図表1はフィットネスクラブの 売上高および会員数の前年比伸率 である(出所:経済産業省の特定 サービス産業動態統計調査)。ここ 4年間は、売上高、会員数ともに 増加基調が続いている。この背景 には生活習慣病の予防など健康意 識の高まり、介護予防サービスの スタートなどがあると考えられる。

図表1. フィットネスクラブの売上高、会員数推移



3.医療費との関係

日本のフィットネスクラブへの参加率は現状 2%台程度で他の先進国(英国、米国とも約6%前後)から比べると低い。一方、医療費対 GDP 比率(出所: OECD Health Data 2005)は日本: 7.9%、米国: 15.0%となっており、医療費負担が大きい国ほど健康への関心が高くなる傾向があり、フィットネスクラブへの参加率が高くなっている。

最近では、医療費の個人負担率が上昇傾向にあることが会員数の増加につながっている。実際、2002 年 4 月に保険制度の変更により、負担率が 2 割から 3 割へと上昇した頃に会員数が急増している。通院、入院費用負担を軽減するために、普段から健康管理を心がける加入者が増加しており、今後、国民の受診行動が抑制される方向に進むにつれ、病気予防や健康増進への意識が高まり、フィットネスクラブの需要増加につながるだろう。

政府側も国民の多様な健康ニーズに応えていくための制度改革、政策展開、国民の意識改革が必要との見解を示している。経済産業省関連の健康サービス産業創造研究会の報告書(2003年6月)においては健康サービス産業の市場規模が2010年には20兆円(2001年12兆円)、医療費推計値は38兆円と試算している。医療費については厚生労働省の推計による42兆円に対して、4兆円の抑制を示唆する内容であり、これは健康サービス産業での代替を意味するものと見られる。

推計値	2001年	2010年
市場規模	12兆円	20兆円
雇用者数	200万人	300万人
医療費推計	30兆円	38兆円
		(厚生労働省推計42兆円)
健康増進活動等による医療費抑制効果		▲4兆円

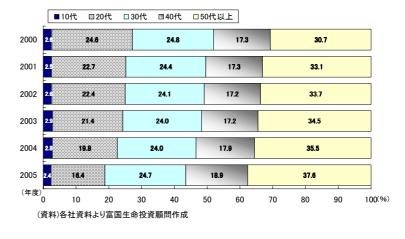
図表2. 健康サービス産業の展望

(資料) 経済産業省

4.会員構成

数年前までは比較的若い世代が会員の中心であったが、近年大手のフィットネスクラブの年代別会員構成は高齢者の構成比率が上昇している(多少バラツキはあるが、大手のスポーツクラブでは2005年度は40代以上が56.5%、40代未満が43.5%である)。一般的に高齢者ほど退会率が低くなる傾向にあり、フィットネス業界にとってポジティブな傾向である。また、

図表3. 大手フィットネスクラブの年代別会員構成比率



高齢者がフィットネスクラブに参加する場合、生活習慣病の予防など健康目的である場

合が多い。このことから徐々に日本でもフィットネスクラブへの参加目的が欧米に似て きたと言える。

2007年頃から始まる「団塊世代」のリタイアもフィットネス業界にとって追い風になる。「団塊世代」のリタイアは、時間的、経済的に余裕のある年齢層の増加をもたらす。その結果、時間を自由に使える団塊シニア層が平日のデイタイムにレジャーやスポーツ、習い事等の消費行動をすると予測される。パイが増える効果に加えて、平日のデイタイムの利用率が上がり、フィットネス施設の稼働率が上昇することで、企業業績に対してポジティブである。

生活習慣病予防に対する意識の高まりが、フィットネスクラブへの参加を加速させると考えている。厚生労働省は、増大する医療費の削減を目指して 2008 年度から 40 歳以上の健康診断を義務化するとともに、検診後の生活指導を強化することを打ち出した。健康診断を通して、生活習慣病予備軍と診断された人に対して食事、運動などの生活改善が促される。また、受診率の低い健康保険組合や自治体に対して罰則的な措置を設けることが検討されている。

この対策として健康分野でのノウハウを持つフィットネスクラブが活躍すると考えられる。具体的には、健康保険組合へのインストラクターの派遣、スポーツクラブへの法 人会員増加という形で現れてくることになろう。

5.介護保険法改正への取り組み

今年4月の介護保険法改正では介護保険法要介護状態の軽減、悪化防止に効果的な軽度者を対象とする新たな予防給付の創設が盛り込まれている。具体的には、要介護度が軽い人に、心身機能の低下を防ぐ目的で、筋力トレーニングや栄養改善指導などを行う「新予防給付」が創設された。介護事業者は運動に対するノウハウはあまりないとみられ、外部の専門業者、つまり、フィットネスクラブへのアウトソースが進むと考えられる。この法改正によりフィットネスクラブが行おうとしていることは、介護予防運動指導員の育成及び派遣(新予防給付及び地域支援事業への対応) 新予防給付対応プログラムの提供である。これらの事業はまだ規模は小さいが、将来的なポテンシャルは大きいと言える。

(富国生命投資顧問(株)アナリスト 橋本 浩)